

本市の定住や交流等を育むまちの魅力を伸ばしていくための都市づくりの方針について、分野横断的に記載します。

本市の都市づくりの状況や課題、今後の方向性を踏まえ、まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針として、以下の3つを設定します。

## 課題等

- コンパクトな都市づくりにおいて、拠点となる駅周辺の都市づくりが重要
- 都市機能の集積に加え、顔となる空間形成、交通の結節点としての機能充実が重要
- 藤井寺駅周辺、道明寺駅周辺にそれぞれまちづくり協議会が存在し、連携によるまちづくりや、今後のステップアップが期待

## まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針

### 1. 駅周辺の拠点づくりの方針

#### めざす魅力あるまちの姿

- 駅周辺を核として交流・にぎわいがうまれているまち
- 市内移動の起点となり利用しやすい公共交通が揃っているまち
- 市民や商業者が一丸となってまちづくりを進めるまち



## 課題等

- 厚みのある歴史・文化は本市の特徴として認識されており、その蓄積を都市づくりに展開していく必要
- 古墳群のみどりの連なりを核に、自然空間の保全と実感できる緑の創出が必要
- 世界文化遺産登録への取り組みなど、関連部局の取り組みとも協調し、都市づくりの面での位置づけ・具体化が必要
- 市民のまちづくりとも連携した取り組みが必要

## まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針

### 2. 歴史・文化・みどりを活かした都市づくりの方針

#### めざす魅力あるまちの姿

- 歴史・文化・みどりを住み・訪れる中で実感できるまち
- 歴史・文化・みどりを活用しまちのにぎわいやうるおいにつなげるまち
- 歴史・文化・みどりが市民の愛着を生むまち



## 課題等

- 暮らしの満足度を高めるべく、身近な住環境を改善していく取り組みが必要
- 鉄道沿線の良好な住宅都市として発展した蓄積を活かし、住宅地としてのブランドを形成し、定住を図っていく必要
- 良好な景観など、空間面でのまちの魅力を守り、高めていく必要

## まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針

### 3. 人に優しい住まい環境づくりの方針

#### めざす魅力あるまちの姿

- 高齢者や障害のある方、児童、妊産婦など、全ての人々が安心して快適に暮らすことができるまち
- 身近な景観を実感できるまち
- 身近な住環境を協働で良くしていくまち



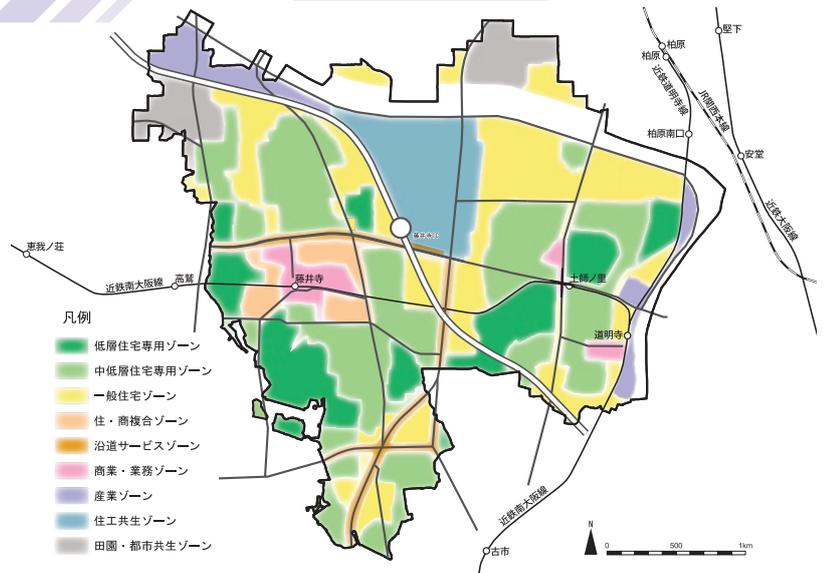
# 8 都市づくりを支える方針

## 1 土地利用の方針

### 基本的な考え方

- 市街化区域においては、低層住宅専用ゾーン、中低層住宅専用ゾーン、一般住宅ゾーン、住・商複合ゾーン、沿道サービスゾーン、商業・業務ゾーン、産業ゾーン、住工共生ゾーンに区分し、商業、住宅、工業、沿道のバランスのとれた水と緑豊かな市街地を形成する。
- 市街化調整区域においては、田園・都市共生ゾーンとして、田園環境の保全に配慮しつつ、地域の実情に応じた土地利用の方向性を検討する。

土地利用方針図



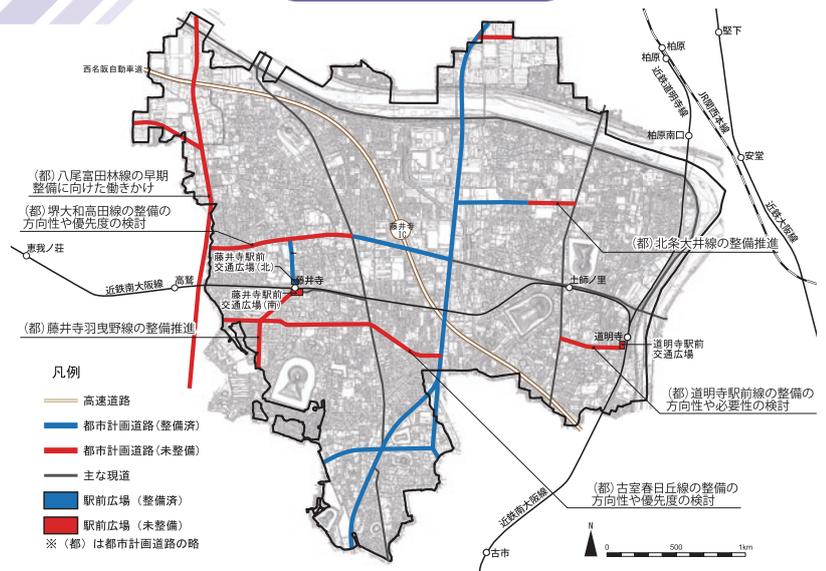
## 2 都市基盤の方針

### 1 道路・交通の整備方針

#### 基本的な考え方

- 安全で円滑な交通を確保するため、広域的な道路ネットワークの形成に努める。
- 広域的なネットワーク形成や防災の観点等から、必要性や緊急性が高い道路を優先的に整備するなど、計画的な道路整備を図る。
- 身近な住環境での通行環境の向上や安全・安心な環境整備に向けて、計画的な道路整備や通行環境の改善、バリアフリー化を推進する。
- 鉄道、バスの利便性の維持・向上を図るとともに、徒歩や自転車利用など人にやさしい道路空間の整備に取り組む。

道路・交通整備方針図

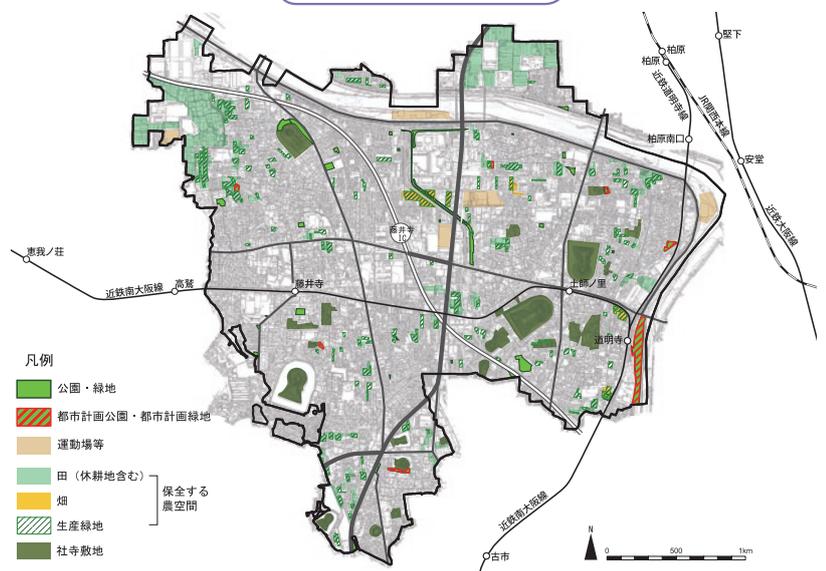


公園・緑地整備方針図

### 2 公園・緑地の整備方針

#### 基本的な考え方

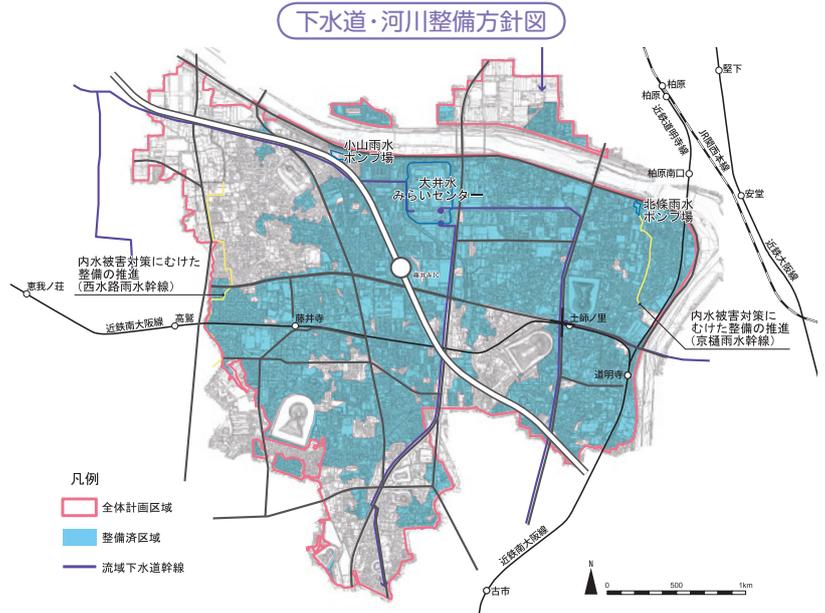
- 暮らしに潤いと安らぎをもたらす空間として公園・緑地の充実を図る。
- 市民等との協働により、コミュニティ活動の促進や防災機能の強化等に資する空間として活用しながら、維持・管理の充実を図る。



### 3 下水道・河川の整備方針

#### 基本的な考え方

- 快適な生活環境の確保と河川等の水質保全を図るため、公共下水道施設の整備を推進する。
- 安全な市民生活や良好な水環境の保全、育成を図るため、河川整備や河川美化等を促進する。



### 4 その他公共施設の整備方針

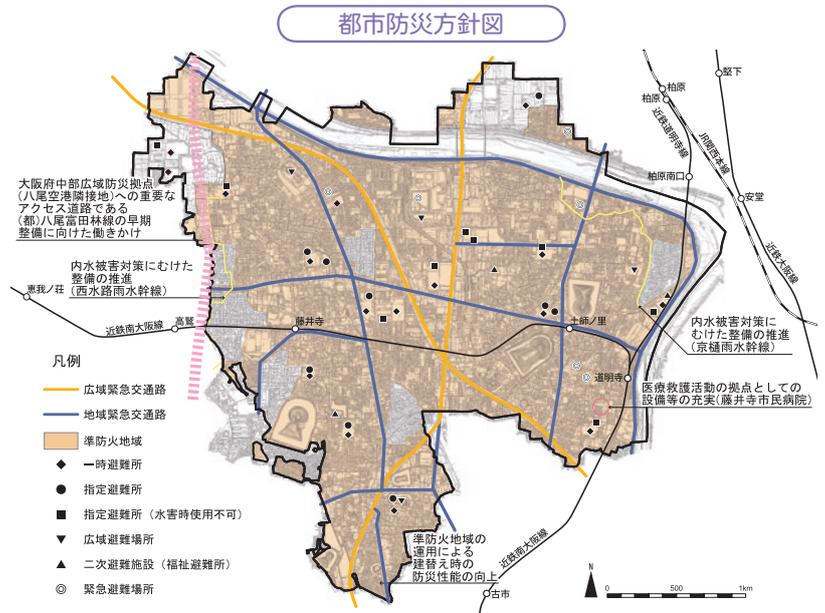
#### 基本的な考え方

- 「公共施設等総合管理計画」に即し、市民ニーズへの適切な対応と安定した行政サービスの提供を図りつつ、施設管理の適正化を図るため、各種公共施設の多機能化や広域連携などを検討しながら機能の維持・充実に努める。

### 5 都市防災の方針

#### 基本的な考え方

- 住宅都市としての魅力を高めるため、安全・安心に暮らすことができる都市づくりを推進する。
- 将来起こり得る災害に備え、被害を最小限におさえるための都市基盤の整備・充実を図る。
- 市民一人ひとりの防災意識を高め、地域主体の防災まちづくりを推進する。



# 9 地域別構想

## 1. 北西地域

### まちづくりの将来像

子どもも大人も元気で  
安全・安心・快適に暮らせるまち  
歴史や自然をつなげて活かすまち

### まちづくりの方針

- ① 自転車と歩行者が共存した安全・安心なまちづくり
- ② 公園を含めた古墳や緑地など身近なオープンスペースを充実させるまちづくり
- ③ 藤井寺駅北側の訪れたい魅力を高めるまちづくり
- ④ 地域の歴史を活かした回遊できるまちづくり
- ⑤ 大井水みらいセンター周辺のオープンスペースを活かした魅力あるまちづくり



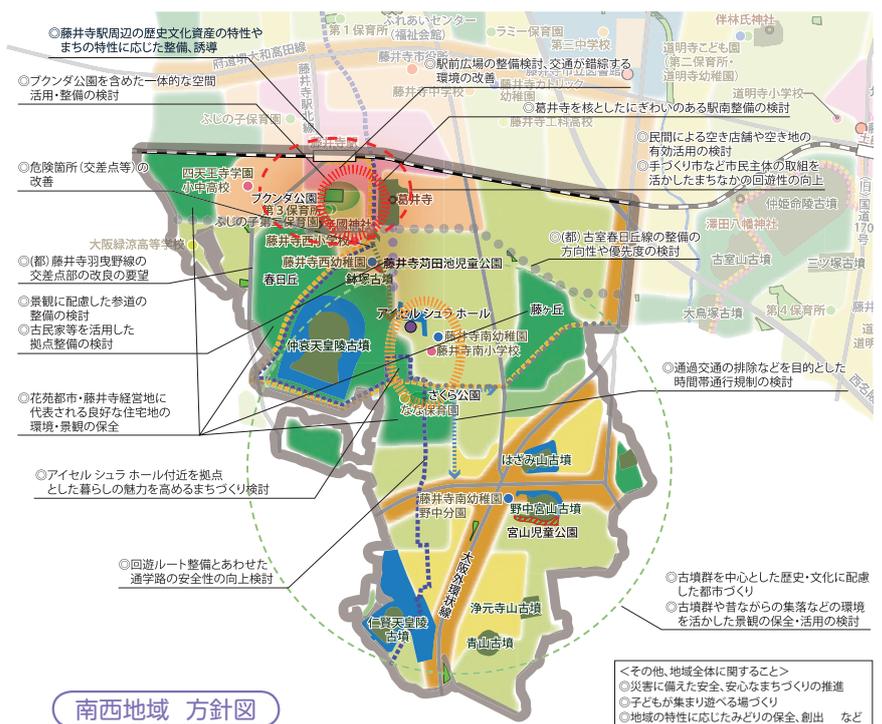
## 3. 南西地域

### まちづくりの将来像

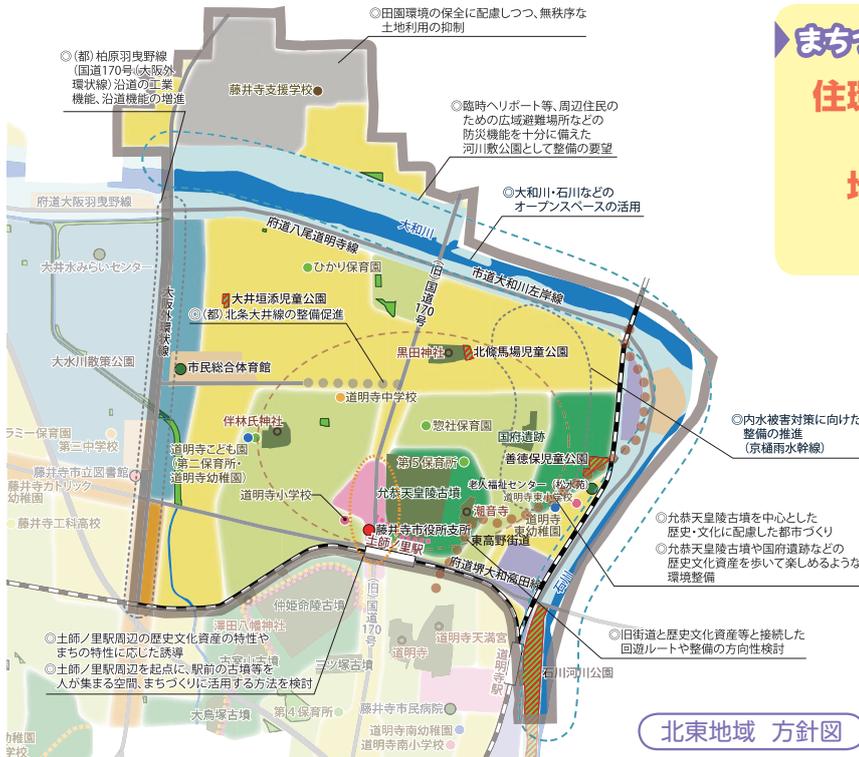
歴史・文化が育む、  
活力ある住宅学園都市のまち

### まちづくりの方針

- ① 藤井寺駅南の魅力をも高めるまちづくり
- ② アイセル シュラ ホール付近を拠点とした暮らしの魅力をも高めるまちづくり
- ③ 安全・安心な道路環境づくり
- ④ 良好な住環境を守り、育てるまちづくり
- ⑤ 歴史・文化を活かした誇りを育むまちづくり
- ⑥ 公園やオープンスペース等を活用した子どもが安心して元気に遊べるまちづくり



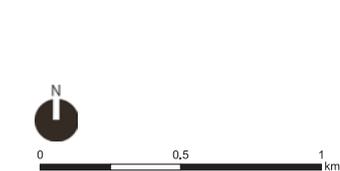
<その他、地域全体に関すること>  
 ◎災害に備えた安全、安心なまちづくりの推進  
 ◎歩行者が安心して通行できる道づくり  
 ◎地域の特性に応じたみどりの保全、創出  
 ◎農地の保全 など



北東地域 方針図



南東地域 方針図



公共施設	学校	歴史・自然資源	土地利用
● 市役所(支所)	● 小学校	■ 古墳	■ 低層住宅専用ゾーン
● 図書館	● 中学校	■ 公園・緑地	■ 中層住宅専用ゾーン
● 公立公民館	● 高等学校	■ 都市計画公園・都市計画緑地	■ 一般住宅ゾーン
● 集会施設・ホール・体育館等	● 特別支援学校	■ 運動場等	■ 住・高層合ゾーン
		■ 法庫・社寺敷地	■ 商業・業務ゾーン
	● 幼稚園・保育所	○ 神社仏閣等	■ 産業ゾーン
	● 幼稚園	○ ワークイングリッド(参考)	■ 住工共生ゾーン
	● 保育所		■ 田園・都市共生ゾーン

## 2. 北東地域

### まちづくりの将来像

住環境の魅力を高め、  
**安全・安心に暮らせるまち**  
 地域の資源を魅力として  
**歩いて楽しめるまち**

### まちづくりの方針

- ① 歩行者が安全で安心して通行できるまちづくり
- ② 公園を含めた河川空間、その他のオープンスペースを活用し、子どもが元気に遊べる空間づくりに向けた住民活動を促すまちづくり
- ③ 地域の歴史を活かした回遊できるまちづくり
- ④ 土師ノ里駅周辺を起点にした暮らしやすいまちづくり

## 4. 南東地域

### まちづくりの将来像

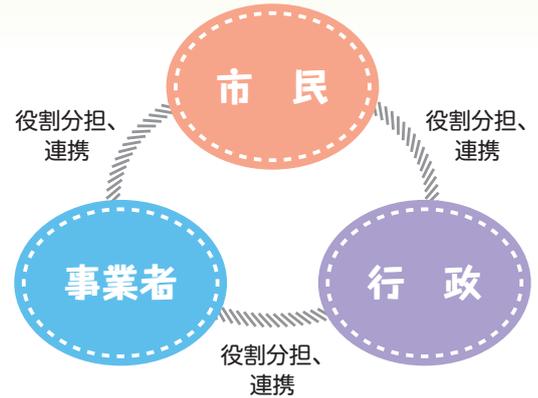
重層的な歴史と商店街、  
**みどり・水空間で“おもてなし”と**  
**“住みよい”が両立したまち**

### まちづくりの方針

- ① 歴史を感じられる駅前空間のまちづくり
- ② もてなしのある魅力的な商店街のまちづくり
- ③ 重層的な歴史を感じられるまちづくり
- ④ 安全・快適に歩けるまちづくり
- ⑤ みどり・自然を活かし、うるおいの感じられるまちづくり

## 1 各主体の役割

計画の推進にあたっては、市民、事業者、市それぞれが都市づくり、まちづくりの主体であることを認識し、役割分担のもと連携することで、それぞれの力を最大限発揮でき、効果的に都市づくり、まちづくりを推進していくことをめざします。



## 2 協働による計画の推進に向けた取り組み

### 1 都市計画マスタープランの実現に向けた協働を促す「場」の提供

- 地域別でのワークショップ（まちづくりカフェ）の取り組みの発展的展開をめざし、計画の実施に向けては、必要に応じ、住民と行政が地域のまちづくりについて意見や提案等を交わす「場」の提供に努める。

### 2 都市づくりやまちづくりに関する普及・啓発と人材育成

- 市民や事業者が都市づくり、まちづくりに関心が持てるよう、まちづくり意識の普及・啓発や人材育成に取り組む。

### 3 庁内の横の連携

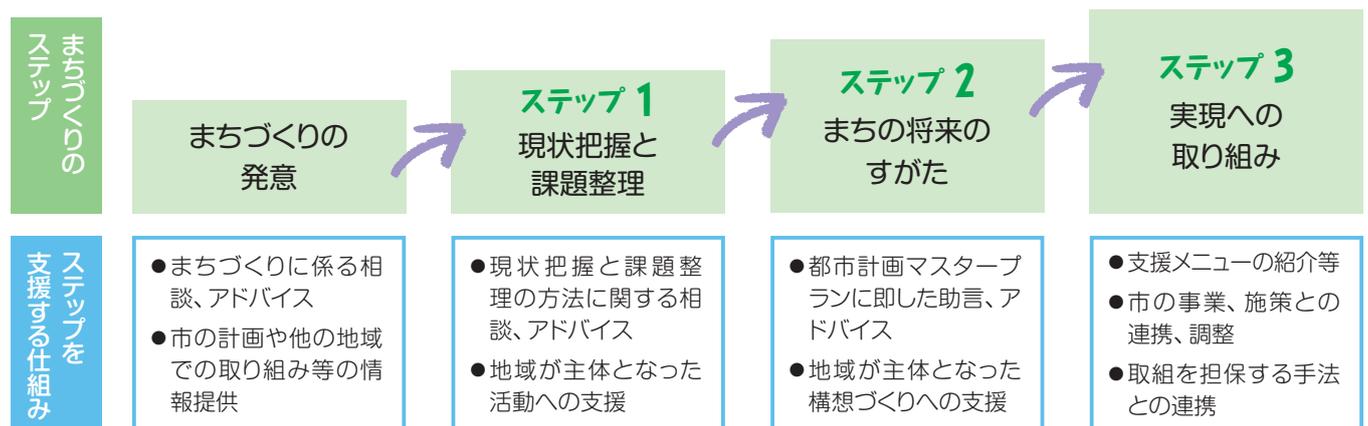
- 関連する部局との共有、浸透に努めながら、都市計画のみならず関連する施策とも密な横の連携を図りながら実施する。

### 4 専門機関等の活用

- 都市計画審議会において、総合的かつ専門的な観点から助言等を受けながら各種施策を実施する。
- 必要に応じ、専門家等の意見や助言も有効に活用しながら、都市づくり、まちづくりを推進する。

## 3 各地域の協働のまちづくりを支援する仕組みづくり

各地域における協働のまちづくりのステップアップを支援するための仕組みづくりを検討します。



## 4 計画の評価と見直し

PDCAサイクルの考え方に沿って、市民や事業者等の意見等も反映しながら、本計画の進捗管理を行います。